



会長 菅原文之  
 幹事 佐々木源悦  
 会報 佐々木崇 佐藤静市  
       高橋利光 渡辺光悦  
 例会場 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327  
 例会日 毎週木曜日 12:30~13:30  
 事務所 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327

## 第2353回例会 2012. 5. 31 No.43

### 本日の出席率

- ・本日の出席率 86.8%
- ・前回確定出席率 100%

### ニコニコボックス

- ・菅原文之の会長 佐々木功一会員のスピーチを歓迎。
- ・佐々木功一会員 今日はスピーチです。よろしくお願ひ致します。
- ・布施孝之の会員 佐々木功一会員のスピーチを楽しみにしています。
- ・飯塚仁哉の会員 真面目一筋の佐々木功一会員は、常に数字との追いかけてこの毎日でしょう。
- ・八谷郁夫の会員 佐々木功一会員のスピーチ、勉強させていただきます。
- ・佐々木源悦幹事以下 佐々木功一会員のスピーチに期待して。

鈴木彦太会員 村上武彦会員 佐藤幸一会員  
 佐々木崇会員 佐藤敬喜会員 千葉吉男会員  
 氏家良典会員 伊藤俊郎会員 高田次雄会員  
 山田直志会員 佐竹孝行会員 二階堂學会員  
 遠藤光則会員 猪股育夫会員 熊谷敏明会員  
 岩淵正彦会員 小泉洋会員 高橋利光会員  
 山田正会員 富士原裕子会員 武川毅会員  
 只野佳旦会員 岩淵栄市会員

以上、ありがとうございました。

### 会長要件 菅原文之の会長

本日は、5月の最終例会日です。本年度もあと1ヶ月を残すのみとなりました。遠藤年度の滑走が始まるということになります。よろしくお願ひ致します。

6月から衣替えとなりますが、電力供給の厳しさもあり、公務員の方は既に5月からクールビズがスター

トしてあります。佐沼ロータリークラブの会員も、サンシャイン佐沼さんに協力し、6月からはクールビズで例会出席をされたら良いのではなかろうかなと思います。ネクタイをしている方が多い様です。ネクタイをはずすと着物1枚違うと言われております。威儀を正してくるということもあるのですが、そのへんも考えあわせてクールビズをお願いしたいと思ひます。

### 幹事報告 佐々木源悦幹事

- ・ガバナー事務所より
  1. 会員増強、ロータリー財団に関するクラブ目標の報告書式
  2. 第11回国際ロータリー日韓親善会議登録申込用紙の訂正について
- ・「ロータリアン」誌が届く

### 今週のスピーチ

「平成23年度、24年度の税制改正」

#### 佐々木功一会員

本日は、税制改正の概略をお話させていただきます。法律ですので色々な細かい規定がありますが、そのさわりの部分の説明になると思ひますが、よろしくお願ひ致します。

税は、身近なものとして私達に影響しておりますが、関心があるわりには、あまり難しく分かりにくいと思われるかと思ひます。税を仕事としている我々にとっても、やはり難しいのは同じでして、一般人達にとっては更にそう感じているのではないかと思ひます。今、国会では正に社会保障税一体改革が議論されておりますが、取り敢えず今回の話の中に出てきますけれども、諸外国よりも高いと言われております法人税率が既に引き下げということの法案が通っており

ます。又、震災等で国家予算の支出も多額となっております。農業関係の生活保障とか色々税のバラまきの税の使われ方もしております。そういった環境の中では、消費税(目的税みたいなものですが)の引き上げは待たない状態ではないかと思ひます。

定款と役員報酬について少しお話をさせていただきたいと思ひます。皆様の会社には必ず定款があると思ひます。定款は、ご存知の通り各会社のルールを定めているものでございます。ご自分の会社の定款に定めてある内容をご承知でしょうか。常にはあまり見ることはありませんが、法的な手続をする場合には必ずその定款に定めた規則に沿った形でやらないと後で会社の経営に当たっては、手続がうまくないと会社法違反となったり、会社の決議結果が無効となったりする場合があります。そういったことは稀な場合であります。大切なものでありますので常に見直しをしたり、時代に沿った内容に変更したりしておくと共に、例えば、株主総会や取締役会の議事録等もきちんと残しておくことが必要ではないかと思ひます。又、有限会社なら役員の住所が登記になっておりますので、登記内容等が実態と変わっていないかどうか、又、株式会社だったら役員の辞任、就任をその都度登記することになっております。一応、2週間以内となっておりますが、これも、違反して2年、3年後にやったりすると罰金がかかりますので、この辺を十分に注意していただきたいと思ひます。それから、役員報酬についても議事録に載っていないと、適正かどうかの判断について決議内容が大変重要視されますので、税務調査の際も見られる可能性があります。税法上、役員報酬の捉え方が平成19年度の改正で180度変わりました。改正前は、役員報酬は会社の費用という考え方で捉えられていました。ただし、役員賞与を出した場合は課税対象でした。改正後は、役員報酬は費用ではない、ただし、定額定額の支給であれば費用と認めるとなりました。ですから、決算期間中に報酬額を上げたり下げたりすることは、役員賞与とみなされ経費から除かれるおそれがありますので、この辺はご注意ください。何か具体的な理由があれば別ですが…。役員報酬というのは給与ではありません。給与というのは雇用関係で決まってくる話です。役員報酬は株主総会で、株主が会社を経営する方を選んで、その方に会社の経営を委ねるという形で委任契約です。委任状は作りませんがそういった全体の流れの中で決められております。委任契約ですから総会から次の総会までが役員の仕事の期間になります。役員は労働基準法上の労働者にも該当しませんし、労災保険も適用されませんし、雇用保険の被保険者にもなれません。会社を経営するために株主から委任された形ですということを認識していただければ、従業員と違う部分が見えてくると思ひます。

お手元に配布しました事務所通信は、改正や大きい変更がある場合は、会員にお送りしているものです。

平成23年度税制改正(平成23年11月30日成立)で、平成24年4月1日以後適用は、中小企業の軽減税率引き下げと法人税率引き下げを復興臨時増税と同時に実施。平成25年分から適用は、所得税の復興臨時増税を

実施。

平成24年度税制改正大綱(平成24年3月末成立)で、中小企業投資促進税制の拡充・延長、自動車重量税の引き下げ、年収1,500万円超の給与所得控除の上限を245万円に。

- 1) 法人税率が引き下げられる
- 2) 中小法人等の軽減税率の特例を15%に引き下げ
- 3) 減価償却資産の償却率の縮減

諸外国では減価償却は使ってしまうと0になるという流れでできていますが、日本では上げたり下げたりする材料は取っておきたいということもあり、5%まで償却するとそれ以上は償却出来ませんでした。それが4~5年前に残った5%も5年間で均等に落とすよう法律が変わりました。その頃取得した部分については、1円だけ残して、残存価格1円だけ残して計算してよいということになりました。しかし、今度は償却率で増税となりました。この様に償却費についても年に3回も変わるということは、我々もそうですし、納税者の皆様も計算にとても戸惑うところで混乱を招いている部分ではないかと思ひます。

- 4) 欠損金の繰越期間を9年に延長
- 5) 貸倒引当金制度が中小法人等に限定

貸倒引当金という制度があり、皆様、債権額に対して何%ということで引当をしていると思ひますが、中小法人はそのままで、一億円以上の資本金の方はそれがなくなりますので、債権額がいくらあっても貸倒引当、引当というのはまだ貸倒にならないのだが、貸倒になるおそれがあるので、今年の経費に入れることが出来るという法律です。

### 6) 廃止される特別措置

中小企業等基盤強化税制等、今まで節税の部分として適用されていましたが、全部廃止されました。

個人所得税。個人の事業をやっている方で、白色申告の方は300万円以下でも、全部記帳しなくてはならなくなりました。大変でしょうが商売をする以上、記帳が一番大事なことで、記帳能力のない小規模の小売店で白色申告をされている方は少々かわいそうな感じがします。税務調査手続についての明文化、これは、税務調査が行われる場合は、調査の開始日時、場所、目的、調査対象の帳簿書類等について、納税者本人及びその代理人に対して事前に通知され、調査が終了した時、調査が終わりましたと結果も文書で出すことになり、姿勢としては180度近く変わったのではと思ひます。更正の請求期間が5年になったということですが、更正の請求というのは、納め過ぎた時、返してほしいと請求することで、その権利の期限で、今までは1年でしたが、5年前までさかのぼって返してほしいと主張出来るようになりました。しかし、調査決定まで長引きますが方向としては良い方向だと思ひます。退職所得というのはとても恵まれており、これも将来変わるかも知れませんが、勤続年数×単価が控除になります。もらった金額から控除を引き残った金額の2/1に所得税率を掛けます。退職金はあまり税金のかからないものです。

— 詳細は資料を参照して下さい。